

第6回環境影響評価審査会
事務局資料
令和4年8月18日

みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画が
環境に及ぼす影響に係る答申
(案)

令和4年8月 日

横浜市環境影響評価審査会

令和4年 月 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市環境影響評価審査会
会長 奥 真美

みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画が
環境に及ぼす影響に係る調査審議について（答申）

令和4年6月13日環創環評第98号で諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画（以下「本事業」という。）は、DKみなとみらい52街区特定目的会社及び株式会社光優（以下「事業者」という。）が、西区みなとみらい五丁目1番2ほか（以下「計画地」という。）で、建築物の高さ約179m、延べ面積約115,000㎡の高層建築物を建設する事業です。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、又は環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすとは認められません。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和4年6月1日	事業者は横浜市環境影響評価条例第15条第1項に基づく第2分類事業判定届出書及び第2分類事業判定届出書添付資料※を横浜市長に提出
令和4年6月13日	環境影響評価審査会 市長は第2分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
令和4年7月11日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和4年8月18日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第2分類事業判定届出書添付資料については、ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び西区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

上野 佳奈子

◎ 奥 真美

押田 佳子

片谷 教孝

○ 菊本 統

五嶋 良郎

酒井 暁子

田中 稲子

田中 修三

田中 伸治

中西 正彦

藤井 幹

藤倉 まなみ

宮澤 廣幸

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略